

計画課 **【**382-9063 **፭**384-3938 ❷toshikekaku@city.suzuka.lg.jp 都市計画課

# 屋外広告物の設置には 許可申請が必要です

屋外に広告を設置するには、三重県屋外広告物条例により、許可が必要です。 設置をする場合は、許可申請を行いましょう。



#### 屋外広告物とは

会社や店舗に付ける看板を屋外広告 物といいます。屋外広告物は、皆さんの身 近にあり、まちの景観に大きな影響を与え

過剰な屋外広告物は、景観を壊してし まうこともあります。

屋外広告物を適正に管理することは、 住みよいまちづくりにとっても大切です。良 好な景観の保全と安全なまちの実現のた め、広告物の大きさや高さ、点検などにつ いて、ルールが決められています。

#### 壁面広告



#### 電柱広告



突出広告

屋上広告



広告板



### 屋外広告物が設置できないもの

- ○信号機
- ○歩道橋
- ○道路標識
- ○街路樹
- ○道路の分離帯
- ○消火栓 など
- ○ガードレール





# 屋外広告物の設置には原則許可申請を

自分の敷地内などに 自己の店舗名や事務所 名、営業内容を表示する 広告物を設置する場合、 屋外広告物の許可申請 が必要です。なお、許可 した屋外広告物には、許 可証を交付します。



## 屋外広告物は適切に管理を

屋外広告物の落下や倒壊により、 全国的に事故が発生しています。

屋外にある広告物は、時間の経過 とともに劣化し、危険な状態の場合 があります。

広告物の設置者や管理者は、定 期的な点検や修繕などを行い、適切 に管理しましょう。

詳しくは、市ホームページ(♪https://www.city.suzuka.lg.jp/gyosei/plan/keikan/ index3.html)をご覧いただくか、都市計画課にお問い合わせください。

